

県による津波災害警戒区域指定について

1. 津波災害警戒区域とは

津波防災地域づくり法第53条（津波災害警戒区域）

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2. 指定に伴う義務等

| 対象 | 義務とされる内容 |
|-----------------|---|
| 市町村 | 地域防災計画に津波警戒避難体制に係る事項等を記載 |
| | 津波ハザードマップの作成・周知 |
| | 津波発生時の避難施設の指定（できる規定） |
| 社会福祉施設・学校・医療施設等 | 津波避難に係る計画の作成等 |
| | 津波避難訓練の実施等 |
| 不動産に係る事業者 | 宅建業法による重要事項説明として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にある旨を説明（津波リスクはハザードマップを通じて既に周知済） |

※指定により義務化される事項（市町村、社会福祉施設等に関する部分）については、本市では概ね取組済。

3. 県内の状況

- 県は、令和2年1月に「津波浸水想定区域」全域を「津波災害警戒区域」として、本市を除くすべての対象市町村（12市町村）で指定済。
（県内指定済12市町村における指定区域の大部分は、「120分未満で浸水開始」する区域）

4. 本市の状況

- 本市は、内陸部の標高が低い土地が広範囲に広がっており、水が時間をかけて広がっていく。このため、津波浸水想定区域の約半分の地域では、水の到達に半日から最大7日の時間がかかる。
- 本市のような地形的特徴を持つ範囲を、警戒区域に指定した事例は全国的にもないことなどから、令和2年1月の指定は見送られ、引き続き、県と協議してきた。
- この度、120分未満で浸水が始まる「沿岸・沿川地域」（右図の赤色の範囲）及び「河川遡上地域」（右図の黄色の範囲）を指定することで、県・市の意見がまとまったため、県が指定する運びとなったもの。

5. 本市の津波想定区域

